



令和3年度 就学援助制度のお知らせ

沖縄市では、経済的理由によって就学困難と認められる小学校・中学校に在学する児童生徒の保護者に対して、援助（学校給食費や修学旅行費、学用品費等）を行っています。

援助の対象となる方



沖縄市内に居住する保護者で児童生徒が公立の小・中学校に在学している方、または区域外就学手続をおこない沖縄市内の小・中学校に在学している児童生徒の保護者で、下の①～⑤のいずれかに該当する方。



- ①（令和2・3年度中に）生活保護が廃止・停止された方
- ② 市民税が沖縄市税条例第24条1項により非課税の方
- ③ 児童扶養手当を受給されている方
- ④ 世帯の収入が基準額未満の方

平成28年度から児童扶養手当を一部でも受給している方は収入を問わず対象となります！

【収入基準額】・・・“目安”となる基準

世帯人数	世帯の構成	総収入額※
2人	親1人、小学生1人	約 181 万円
3人	両親、小学生1人	約 238 万円
3人	両親、中学生1人	約 252 万円
3人	親1人、小学生1人、中学生1人	約 257 万円
4人	両親、小学生1人、中学生1人	約 310 万円
5人	両親、幼児1人、小学生1人、中学生1人	約 346 万円
6人	両親、幼児1人、小学生2人、中学生1人	約 401 万円

※ 世帯員全員の収入が対象です。

「総収入額」＝所得控除前の金額（手取りの金額ではありません）
表に記載している総収入額は、おおよその目安です。基準となる金額は世帯の構成や年齢、所得控除の金額等により異なりますので、援助を希望する場合は申請することをお勧めします。

- ⑤ 上の①～④以外にも生計維持者死亡の場合など特別な事情がある方

援助の内容(4月認定の場合)

追加申請で5月以降に認定された場合は、支給される金額が異なります。

援助費目	小学校	中学校	支給方法 (例あり)	支給時期
学用品費	11,420円/年	22,320円/年	保護者の指定する 口座に振込	年3回 第1回8月下旬 (4月～7月分)
通学用品費 (1年生以外)	2,230円/年	2,230円/年	保護者の指定する 口座に振込	第2回12月下旬 (8月～11月分)
学校徴収金	3,000円/年	4,000円/年	保護者の指定する 口座に振込	
新入学用品費 (1年生のみ)※1	40,600円/年	47,400円/年	保護者の指定する 口座に振込	年1回 8月下旬
校外活動費 (宿泊なし)	実費※2 限度額1,570円/年	実費※2 限度額2,270円/年	保護者の指定する 口座に振込	年1回 3月下旬
校外活動費 (宿泊あり)	実費※2 限度額3,620円/年	実費※2 限度額6,100円/年	保護者の指定する 口座に振込	年1回 3月下旬
修学旅行費	実費※2 限度額21,490円/年	実費※2 限度額57,590円/年	学校長の指定する 口座に振込	実施後
学校給食費	実費※2 限度額4,100円/月	実費※2 限度額4,600円/月	学校長の指定する 口座に振込	学用品費と同じ
医療費※3	対象経費の3割分		学校から医療券を受取、診療機関で治療を受ける。診療機関へ直接支給	

※1 入学前支給を受けた1年生は対象外

※2 実費と限度額のいずれか小さい方を給付する。

※3 医療費は学校保健安全法で指定された「学校病」が対象(虫歯・中耳炎・慢性副鼻腔炎など)

申請の方法

“必要書類”とは、
「マイナンバーカードのコピー」など。
詳しくは申請用紙等をご確認ください。

○新規申請（4月1日～5月20日）

- ① 学校から申請用紙等を受取ります。
 - ② 申請用紙に必要事項を記入し、“必要書類”をそろえます。
 - ③ 指定の期限までに学校または学務課に提出します。
- ※ 新規申請の場合、4月1日認定となります。

○追加申請（5月21日～12月20日）…休日にあたる場合は翌日

- 新規申請と同様、申請用紙等をそろえて学校または学務課に提出します。
- ※ 追加申請は、申請した月の翌月1日認定となります。
- ※ 申請期限は、令和3年12月20日(月)です。



【問い合わせ先】各学校の事務室

美里中学校 (937-3614 担当：島袋) または

沖縄市教育委員会 学務課 助成係 (TEL：098-939-1212 内線2723)